

第 99 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第9号作業の項中「指定感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年2月13日から適用する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第2条の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。